

ど、こは和多と和田との同音より附會せしならんといへり、又或は名西郡矢野村の杉尾明神、今云ふ八倉比賣社ならんとの説もありとぞ、尙能く考ふべし、麻能等比古神社、所在、今按ずるに阿府志に富田浦にあり、俗大麻比古大明神と云ふ、又阿波志に所在未詳とみえ、式社略考に矢野村杉尾明神なるべし云々、一説に名西郡入田村まのの原の小社也と云へり、尙尋ぬべし、

と姑く掲げて後考を俟つ。

社殿は本殿、拜殿、行事殿、幣殿、家臺庫等を具備し、境内五千三百七十三坪(官有地第一種にして、外に神幸地二十六坪を有せり)。

境内神社 稻荷神社 道祖神

例祭日 十月十三日

會計法適用
指定年月日

神饌幣帛料供進 明治四十年十月五日
指定年月日 告示第四百六十二號
氏子戸數 二百十六戸
崇敬者員數 未詳

○徳島縣 郷社之部

○徳島縣阿波國徳島市字富田浦町

郷社

八幡神社

祭神 應神天皇

仲哀天皇

仁徳天皇

創建年代を詳にせずと雖も、もと伊豫國河野郷に鎮座ありしを、後奈良天皇天文年間、祠官河野氏一族の亂を避けて、其神靈を守護し、當國に來りて瑞巖寺山隱谷に奉祀せり、然るに後陽成天皇慶長七年其地に瑞巖寺を置かれ、社域爲に狹隘を感ずるに至りしかば、更に神地をトして、東山天皇元祿十年六月十五日、現地に遷祀せり、古來世の崇敬厚くして、當時社領二十石を有したりきといふ、社記、阿波志、明治六年郷社に列す。社殿は本殿、幣殿、拜殿、社務所、勤番所等殿として列峙し、境内は千九百七坪(官有地第一種)を有す。

境内神社

稻荷神社

事代主神社

朝倉神社

若宮神社

家神社

例祭日 十二月三日

會計法適用
指定年月日

神饌幣帛料供進 明治四十年十月五日
指定年月日 告示第四百六十二號
氏子戸數 二千五百戸
崇敬者員數 未詳

○徳島縣阿波國徳島市字富田浦町